

大阪市公告第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 18 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担 当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルITM棟10階

大阪港湾局総務部経営改革課（調達）

電話 06-6615-7716

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量	場所、形状
金属くず等（１）	1 山	港区海岸通 3-4-28、有姿のまま
金属くず等（２）	1 式	住之江区南港南 6-3, 4、有姿のまま

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和 6 年 7 月 18 日（木） ① 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分ま で ② 午後 3 時から午後 4 時まで	① 港区海岸通 3-4-28（大阪港湾 局 2 突事務所） ② 住之江区南港南 6-3, 4（J 岸壁 荷さばき地内）

4 入札参加資格

(1) 令和 4・5・6 年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に
本市物品売払入札参加申請を行うこと

※令和 4・5・6 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札
等のご案内→「令和 4・5・6 年度申請書」からダウンロードすること

- (2) 大阪府金属くず営業条例に基づく金属くず業許可を受けている者、または金属くず行商の届出を行っている者であること

なお、「承認証」記載の氏名と「金属くず行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、承認証の商号又は名称との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを添付すること。健康保険被保険者証（写）提出の際は必ず記号・番号および保険者番号を塗り潰すなどマスキングしてから提出すること

5 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和6年7月17日（水）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

- (2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪港湾局ホームページ上にて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

大阪港湾局ホームページ上及び上記1とする。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は、免除とする。

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分まで

に契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和6年8月19日（月）

12 物品引取期限

令和6年9月13日（金）午後5時

13 入札執行の日時及び場所

（1）入札執行の日時 令和6年7月19日（金） 午前10時

（2）入札執行の場所 大阪港湾局入札室

14 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で入札すること
入札時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合、代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

15 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

（1）大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（2）下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

（3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

18 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

19 問い合わせ先

(売払物品に関する問合せ先)

大阪港湾局計画整備部施設管理課

電話06－6572－0010

(入札・契約に関する問合せ先)

大阪港湾局総務部経営改革課（調達）

電話06－6615－7716

（大阪港湾局総務部経営改革課）